

# 箕輪町高齢者福祉計画

令和3～5年度計画（今期計画）の取り組みと評価

## ●高齢者福祉部会委員の皆様

次回会議の資料について、事前にお送りします。  
計画に記載した項目ごとにシートがあり、  
今期（令和3～5年度）計画時点での目標と、  
現時点での実績について記入しています。  
量が多いことから、ぜひ事前にお目通し頂き、  
気になる点や意見を会議時に頂ければ幸いです。

会議当日、本資料をお持ちください

## ●資料の構成

①今期計画の本文（本冊子）

②計画項目ごとのシート（別冊）

【令和3～5年度の計画】と【実績と評価及び課題】

【お問い合わせ】

箕輪町役場 福祉課 高齢者あんしん係 電話 0265-70-6022

## 1 生きがづくり・健康づくり・介護予防の推進

### ① 生きがづくり

#### 【現状と課題】

公民館活動は 103 団体、いきいき百歳体操は 20 団体が活発に活動している一方、地域活動は、男性の参加者が少なく、年金制度や労働政策等の影響を受けながら、個人の価値観、ライフスタイルの変化により、自治組織への参画者、長寿クラブやシルバー人材センター等の新規加入者は減少しています。

活動の内容が見えないことが参加につながらないとの意見が聞かれることから、それぞれの活動内容をわかりやすく伝えていく必要があります。

#### 【方向性】

- ・何歳になっても、一人ひとりがやりがいや、生きがいを持てる居場所や活躍の場所に参加できるように、情報提供を行います。
- ・関係団体等と連携し、様々な通いの場づくり（収入を伴う活動場所、長寿クラブへの支援、地域ふれあいサロンへの支援、住民主体の通いの場の支援）を進めます。
- ・国が進める就労的活動支援コーディネーター\*については、配置について検討します。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ライフステージに応じた心身の変化を自覚し、家族や友人、地域での仲間づくりをします。</li><li>・自分の能力の限り家庭や地域での役割を担い、生涯現役を目標に、楽しく暮らすよう心掛けます。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民が交流し、支え合い、一人ひとりが役割を持てる地域社会をつくります。</li><li>・地域ふれあいサロンや公民館活動等、地域住民の“やりたいこと”を応援します。</li><li>・企業は、年齢や性別に関わらず、生涯現役社会に向けて一人ひとりが活躍できる地域社会を目指します。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康と社会参加の関係性について啓発します。</li><li>・様々な通いの場や活動の見える化を行い、普及啓発に努めます。</li><li>・地域の関係団体との連携を図ります。</li><li>・個別相談では、対象者にあった通いの場を提案します。</li><li>・企業や地域、関係団体と協働し、生涯現役社会に向けた取組の普及啓発を行います。</li></ul>

## ② 健康づくり

### 【現状と課題】

要介護認定新規申請者の原因疾患は、認知症が全世代で高く、75歳以上では、骨・関節疾患が多くみられています。成人男性（20歳以上）の肥満や若い女性（20～30歳）のやせの割合が高く、若い世代からの食生活への支援が必要です。また、高齢女性に低栄養傾向がみられています。

運動習慣のある人は、44.5%（令和元年（2019年）国保データベースによる）であり、体を動かすことで生活習慣病や介護状態にならないような生活を送ることが必要です。

後期高齢者の歯科検診では、歯周病の進行や義歯の不具合を感じながらそのまま生活している人が多くみられます。

### 【方向性】

- ・ 健康診査やがん検診、歯科検診を推進し、受診率を向上させます。
- ・ 自分の歯でよく噛めるようにするために、歯と口腔の健康づくりを推進し、生涯を通して食事を摂ることの楽しさを啓発します。
- ・ 生涯を通じて3食バランスのとれた食生活ができるように支援します。
- ・ 自分にあった運動や身体活動を実践できるための環境整備を進めます。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一緒に健康づくりをする仲間をつくります。</li><li>・ 健康に関する正しい知識を学びます。</li><li>・ 健康のことを相談できる「かかりつけ医」・「薬剤師」を持ちます。</li><li>・ 定期的に健康診査やがん検診を受診します。</li><li>・ 定期的に歯科検診を受け、むし歯や歯周病予防に努めます。</li><li>・ 食に関心を持ち、主食・主菜・副菜をそろえ、できるだけ多くの品目をよく噛んで食べます。</li><li>・ 意識して体を動かすことや文化的な活動を心掛け、自分にあった取組を継続して行います。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政と協働し地域や企業で健康づくりに取り組みます。</li><li>・ 地域住民との交流をはかり、地域で健康づくりに取り組みます。</li><li>・ 企業は従業員の健康やメンタルヘルスの向上を図ります。</li></ul>

行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年期から心身や歯の健康、運動や食事の大切さなど、正しい知識を発信し、普及啓発に取り組みます。</li> <li>・健康診査・がん検診の受診勧奨を強化します。</li> <li>・保健指導の充実に努め、重症化予防に取り組みます。</li> <li>・地域や企業と協働し、運動を楽しく、継続して行えるような環境の整備を勧めます。</li> </ul>
--------	--

### ③ 介護予防の推進

#### 【現状と課題】

フレイル（虚弱）は、加齢とともに心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下し、要介護状態などの危険性が高くなった状態のことです。

フレイルは、運動機能の低下や口腔機能の低下に伴う低栄養などの身体的要因、認知機能の低下やうつなどの精神・心理的要因、閉じこもりや孤食などの社会的要因が重なることにより引き起こされます。これらの要因を予防していくことが必要となります。

#### 【方向性】

- ・ 後期高齢者質問票によりフレイル状態の早期発見に努めます。
- ・ エビデンス（科学的な根拠）に基づくフレイル予防事業を実施します。
- ・ ふれあいサロンやいきいき百歳体操を身近な地域で参加できる体制を整備します。
- ・ 介護状態になっても重症化しないような取組を進めます。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージに応じた心身の変化を自覚し、積極的に介護予防活動へ参加します。</li> <li>・ 介護予防を一緒に取り組む仲間をつくります。</li> <li>・ 介護予防に関する正しい知識を学びます。</li> <li>・ 介護状態になっても重度化しないよう、リハビリテーションなど維持・改善に取り組みます。</li> </ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民主体の通いの場の創出・運営を通して地域住民の交流を大切にし、元気で暮らせる仲間づくり、地域づくりに取り組みます。</li> <li>・ 介護状態になった方でも、地域とのつながりが持てるよ</li> </ul>

	<p>う、声がけや見守りに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政と協働して地域住民や従業員等の健康づくり、介護予防に取り組みます。</li> </ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• フレイルの概念と対策の重要性について啓発します。</li> <li>• 個々の能力や状態に応じた適切な評価によりフレイル状態になった高齢者を早期に発見し、適切な支援をします。</li> <li>• 地域や企業と協働し、介護予防教室の実施、いきいき百歳体操の等の通いの場の創出及び普及に努めます。</li> <li>• 介護状態になっても地域とつながり、住み慣れた地域で暮らせるよう、住民や地域関係団体と共同して支援します。</li> </ul>

## 2 地域全体で高齢者を支える体制の整備

### ① 生活支援

#### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築を目指し、個別の地域ケア会議や地域ケア会議が町内 15 区で実施され、地域で支えあい活動が実践されています。

高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進するために、各区を担当する生活支援コーディネーターを配置しています。

地域のふれあいサロン数は、町内に 40 か所が整備され地区社協や生活支援サポーターなどにより運営されています。地域課題を地域の力で解決しようという意識の醸成がみられます。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として年間 1,359 件（令和元年度実績）の相談に対応しています。一人暮らし高齢者の増加や、いわゆる「8050」問題など相談内容は複雑化しています。実態調査では、地域包括支援センターの認知度は、元気高齢者で 27.9%、県の 37.8% に比べ住民の認知度は低いため、周知をしていく必要があります。

地域においては、車を持たない高齢者の買い物、通院などの足の確保が生活課題となっています。町では、地域交通に係る関係者や住民の代表などで組織する地域交通会議を令和 2 年(2020 年)から実施し検討を進めています。

また、町が実施する訪問理美容サービス、安心配食見守りサービス、介護者支援事業、緊急通報システムを継続し実施していく必要があります。

#### 【方向性】

- ・「個別課題の解決」「地域課題の発見」につながる地域ケア会議を実施します。
- ・地域課題の解決のため、地域づくりや新たな資源の開発、政策形成を進めます。
- ・地域包括支援センターの周知を行い、町民にとって必要とされる相談窓口になるようにその役割を果たします。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会の一員として、お互い様の関係を築きます。</li><li>・各地区の支え合い活動など地域に積極的に参画します。</li><li>・「困った」ことを相談できるご近所づきあいをします。</li><li>・困った時に相談する窓口を知り、相談窓口を利用します。</li></ul>

<p>地域や関係団体 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互い様の地域社会をつくります。</li> <li>・地域の“困った”を発見し、解決に向けて行政や住民と協働し、解決に向けた取組を行います。</li> <li>・地域で社会的孤立を出さないために、地域のつながりを強化します。</li> </ul>
<p>行政（公助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムについてわかりやすく周知します。</li> <li>・地域の“困った”を住民と地域と協働し、課題の解決に向けた取組を行います。</li> <li>・地域ケア会議の課題から課題解決のための施策を検討します。</li> <li>・重層的な相談体制を整備します。</li> <li>・幅広い年代への福祉教育から地域活動の担い手を支援します。</li> <li>・住民の視点に立ち、わかりやすく、丁寧な説明を心がけます。</li> <li>・“高齢者の足”の確保について地域交通会議にて検討を進めます。</li> </ul>

## ② 介護予防・日常生活支援総合事業

### 【現状と課題】

平成 29 年（2017 年）4 月より通所型、訪問型の各種総合事業に取り組んできました。通所型サービス A1 のひと月の利用件数は、580 件（平成 29 年実績）から 859 件（令和 2 年見込み）が予想され、48%増となっています。

訪問型サービス A 利用者のひと月件数は 440 件（平成 29 年実績）から 519 件（平成 30 年実績）、489 件（令和元年実績）と推移し、令和 2 年には 454 件が見込まれています。

訪問型サービス C について、自立支援・重症化防止の観点から引き続き重点を置いて実施していくことが必要です。

地域での支え合い活動を主として各区単位で活動が広がっている生活支援について、現在、訪問型サービス B として 2 地区（沢区・長岡区）が総合事業の指定を受けて活動をしています。各区を担当する生活支援コーディネーターおよび地域包括支援センター地区担当職員によって、各地区の生活支援ニーズの掘り起こしがされています。

国は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者及び報酬単位について弾力化を可能とする方針を出しました。

（注）各サービス事業の概要については P 高齢者 30 に記載しています。

**【方向性】**

- ・介護予防・日常生活総合事業の推進をしていきます。
- ・生活支援体制整備事業によるコミュニティ開発を進めます。
- ・対象者や報酬単位の弾力化については、関係者と協議し決定していきます。

**【実施主体ごとの役割】**

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・個々の能力に応じて、地域社会の担い手として自分にできることを探し、積極的に地域に参画します。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民に地域の取組が見える化し、お互いさまの地域社会をつくっていきます。</li><li>・住民一人ひとりが地域社会で安心して暮らし、貢献できる社会を目指します。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の取組を支援し、継続的な活動ができるよう伴走します。</li><li>・事業の対象者や報酬単位の弾力化について検討します。</li></ul>

### 3 医療と介護が一体となった在宅サービスの推進

#### 【現状と課題】

誰もが、住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らすことができるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護保険事業者等関係者と箕輪町医療と介護の連携検討会を開催し、医療と介護の連携を推進してきました。

医療と介護連携を支援する相談窓口を設置するとともに、住民の支援者である医療や介護の専門職の顔の見える関係づくりのための研修会や情報共有ツール、入退院時における連携のルール化、医療・介護の社会資源の見える化を進めてきました。

人生の最終段階を住み慣れた自宅で迎えたいと望む人の割合は、73.9%（高齢者実態調査による）ですが、健康推進課がまとめた令和元年（2019年）の町の死亡統計では、自宅又は住み慣れた施設で亡くなった方は26.0%でした。人生の最終段階においては、高齢者本人の状況を踏まえつつも、希望に応じていくことが重要であり、その人らしい人生の最終段階を迎えられる体制づくりが求められています。

往診のできる医療機関の減少や介護人材不足など地域における社会資源の不足が課題となっています。

#### 【方向性】

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援を推進します。
- ・ 医療・介護関係者の情報共有を支援します。
- ・ 医療・介護関係者の研修等により多職種連携を推進します。
- ・ 人生の最終段階の迎え方について一人一人が家族と共に考える「人生会議」の必要性について普及啓発します。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ かかりつけ医、薬剤師を持ちます。</li><li>・ 講演会等に参加し、医療や介護に関する情報を得ます。</li><li>・ 家族間で人生会議の話し合いの機会をもちます。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 在宅医療、介護サービスの事業が顔の見える関係をつくれます。</li><li>・ 在宅での看取りや入退院時に情報共有ツールを活用します。</li><li>・ 多職種の協働・連携に関する研修に参加します。</li></ul>

行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護に係る相談窓口を設置します。</li> <li>・在宅医療・介護に係る情報発信し、普及啓発を行います。</li> <li>・多職種連携や人生会議*等の研修会を開催します。</li> <li>・町だけで解決できない課題に対しては、上伊那圏域の広域的な連携を図ります。</li> </ul>
--------	--

## 4 認知症の人にやさしい地域づくり

### 【現状と課題】

令和7年(2025年)には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者になると見込まれています。また、高齢者世帯や老老介護が増加しており、認知症高齢者を抱える家族の介護負担は大きくなっています。

認知症についての啓発活動、認知症サポーター養成講座を行い認知症への理解を深めてきました。

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた支援により、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援が必要とされています。

認知症と疑われる方や認知症の方またその家族の初期支援を包括的、集中的に行う医療専門職による認知症初期集中支援チームを組織しています。すまいるサポート事業として認知症の方を見守るネットワークの登録団体は、100団体(令和3年1月末)となっています。認知症初期集中支援チームや安心見守りサービスの利用者、オレンジカフェ(認知症カフェ)の利用者は少なく、認知症の方で支援を必要としている方への、早期の支援が課題となっています。

また、65歳未満で発症する若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくいこと、本人や周囲の人が何らかの異常には気付くが受診が遅れるといった特徴があることから、若年性認知症の特性に配慮し、本人や家族の視点に立った対策を進める必要があります。

### 【方向性】

- ・安心して相談できる体制を整備します。
- ・認知症になっても安心して暮らせるよう、サービスや取り組みなどに関する普及啓発をしていきます。
- ・認知症当事者や家族の声を施策につなげる体制づくりの推進をします。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民(自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動に積極的に参加します。</li><li>・認知症に関する正しい情報を得るため、学習会やオレンジカフェへ参加します。</li><li>・困っている人を見かけたら、地域や行政と連携し、安心なまちづくりに貢献します。</li></ul>

<p>地域や関係団体 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者の見守りを行います。</li> <li>・オレンジカフェやすまいるサポート事業に協力します。</li> <li>・かかりつけ医、認知症専門医、介護サービス提供者が連携するため、知って安心認知症ガイドブック（認知症ケアパス*を含む）を活用します。</li> </ul>
<p>行政（公助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症について相談しやすい体制を整備します。</li> <li>・すまいるサポート事業を継続し、地域の見守り体制をつくります。</li> <li>・成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。</li> <li>・認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの啓発を行います。</li> <li>・若年性認知症についての普及啓発を進めます。</li> </ul>

## 5 家族介護支援

### 【現状と課題】

実態調査では、介護者は、家庭介護を継続するにあたり「認知症への対応」「夜間の排泄介助」「外出の付き添い、送迎」に不安を感じています。また、介護保険サービスを本人が嫌がって利用しないという意見や、介護を家族以外の人に任せてよいか悩むなど、介護サービス利用に壁を感じる介護者も見られます。介護サービスについて理解を深めていくことが必要です。

仕事と介護を両立するためには、労働時間の柔軟な選択、介護休業・介護休暇等の制度の充実、制度を利用しやすい職場づくりなど働く環境の整備が重要です。

### 【方向性】

- ・仕事と介護の両立のため、介護休暇制度等の普及啓発に努めます。
- ・介護保険サービスに触れる機会を提供します。
- ・介護者に対する相談機能の向上に努めます。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービスについて学びます。</li><li>・介護休暇等の制度を活用します。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護事業所等は、住民に開かれた事業となるような活動を行います。</li><li>・介護事業者等は、介護者に対して相談機能を果たします。</li><li>・企業は、従業員が介護休暇等制度を利用しやすい職場づくりに努めます。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護休暇制度等の普及啓発を図ります。</li><li>・介護サービス等の制度の普及・啓発を行います。</li><li>・包括支援センターは、相談機能の向上に努めます。</li></ul>

## 6 介護人材の養成・確保

### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築にあたり、地域で高齢者を支える質の高い介護人材の確保が重要とされています。しかし高齢化により生産年齢人口の減少がみられており、そのような社会情勢の中で、介護人材の確保ができない課題があります。また新たな感染症の流行により業務量が増加しており、職員の定着が図られにくく、介護の質の確保ができない課題があります。総合的な人材確保対策の取り組みを推進する必要があります。

### 【方向性】

- ・ 県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保や育成、ICT を活用した業務の効率化を図ります。
- ・ 事務負担の軽減策を講じます。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護の仕事について理解を深め、相談しやすい関係を築きます。</li><li>・ 可能な限り自立した生活が送れるよう、介護予防や健康づくりに努めます。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ICT 等を活用し業務の効率化に努めます。</li><li>・ 介護職員のケア技術の向上の取組や、職員の職場での悩みを受け付ける相談窓口の整備や研修などに努めます。</li><li>・ メンタルヘルスやハラスメント対策に取り組めます。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 奨学金制度等が活用できるよう県と連携します。</li><li>・ 箕輪町 U・I ターン応援奨学金支援補助金を周知します。</li><li>・ 外国人を対象として介護の仕事スタートアップ講座を実施します。</li><li>・ 介護保険事業者連絡会において、職員相互の情報交換、連絡調整等から職員の質の向上を図る研修会を支援します。</li><li>・ 介護職の事務負担の軽減策を講じます。</li><li>・ 新規事業者の発掘を行い、支援します。</li><li>・ 介護人材に関する実態の把握に努めます。</li></ul>

## 7 高齢者の住まいの確保

### 【現状と課題】

町内の持ち家率は 95.5%と高く、住まいの困りごとはないように見える一方で、独居高齢者や高齢者世帯は増加傾向にあり、土地家屋の不動産をどのように管理していくか、将来的な空き家問題も含めて地域の課題となっています。

また、家族関係や生活困窮、障がい等の複合的な問題から自宅で暮らしていくことに困難さを抱えた方がいるため、住み慣れた地域で安心して生活できる住まいの環境整備が必要となっています。

現在、町内には有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅があり、4つの法人により運営されています。

町が社会福祉法人サン・ビジョン グレイスフル箕輪に運営委託をしている生活支援ハウス\*は、10 部屋あり、4 部屋が利用されています。

今後、高齢化の進行に伴い家族問題、障がい、介護、生活困窮等の複合的な問題を抱えた方の増加も見込まれるなかで、安定的な住まいの確保が課題となっています。

### 【方向性】

- ・一人暮らしに不安を感じている高齢者に対する住まいの確保として、生活支援ハウスの運営に努めます。
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に基づく市町村高齢者居住安定確保計画の策定検討及び住宅確保要配慮者に対する賃借住宅の供給に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づく協議会の設置を検討します。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来の自分の財産のあり方について、家族や支援機関と話し合います。</li><li>・将来自分がどこでどのように暮らしていきたいか考えます。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・空き家の周辺環境に目を配り、安心・安全な地域を目指します。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・住み慣れた地域で暮らせる、安定した住まいの供給に努めます。</li><li>・個別相談では、本人や家族の意向をふまえながら、安心して暮らし続けられる環境を関係部署や機関と連携し提案します。</li></ul>

## 8 安全・安心な暮らし確保

### ① 高齢者虐待の防止

#### 【現状と課題】

地域包括支援センターへの虐待通報や相談は、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）の3年間で34件であり、その内67.6%を虐待と認定しています。虐待の事由は、養護者からの身体的虐待が多くみられています。

虐待に至る原因としては、介護者自身の疾病等による判断力の低下や病気への理解不足があり、介護者を孤立させない働きかけが重要です。

#### 【方向性】

- ・関係機関と連携し虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・虐待事案に対応する職員の資質の向上に努めます。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	・介護の不安について、身近な人や専門家に相談します。
地域や関係団体（互助・共助）	・高齢者や介護者の、見守りや声掛けを行います。 ・虐待を疑った場合は、地域包括支援センターに相談します。 ・事業者は、虐待に関する研修会に参加します。
行政（公助）	・権利擁護*に対する、適切な対応のため、研修により実践力の向上に努めます。 ・必要により措置を行います。

### ② 高齢者の権利擁護

現状と課題及び今後の方向性については、成年後見制度利用促進基本計画に記載しました。

### ③ 高齢者の消費生活

#### 【現状と課題】

長野県南信消費生活センター及び町が住民から受けた消費生活に関する相談等は、81件（令和元年度）です。相談内容は、架空請求や電話勧誘に関するものが多く、携帯電話やパソコンでの有料サイト料金の架空請求などが見られません。

県内の特殊詐欺被害件数は125件（平成31年）で町内でも2件の被害があり

ました。被害者の80%が60歳以上であること、一人暮らし世帯よりも同居家族のいる世帯に多いことが県内の特徴となっています。

また、情報が拡散する現代社会において、フェイクニュース（風説・デマ）などによる買い占め行動などが社会問題となりました。このことから、正しい情報をもとに、賢い消費行動をとることに努める必要があります。

今後も町民に対する啓発、教育を継続していく必要があります。

#### 【方向性】

- ・電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐ、電話機や装置の設置を推奨します。
- ・町消費者の会等各種団体と連携し、啓発活動を行います。
- ・賢い消費や道徳的な消費について啓発活動を行います。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺被害にあわないよう、家族で対応について話し合いを行います。</li> <li>・特殊詐欺被害を未然に防ぐ、電話機や装置について検討し、自衛に努めます。</li> <li>・少しでも不安になったら、身近な人に相談します。</li> <li>・町内の信頼できる事業者を積極的に利用することや、環境等に配慮した消費を心がけます。</li> </ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の被害防止のため、見守りや声掛けを行います。</li> </ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町消費者の会等各種団体と連携し、啓発活動を行います。</li> <li>・消費生活センターの設置について検討します。</li> <li>・正しい情報、確かな情報の発信に努めます。</li> <li>・持続可能な地域の発展のため、地域や企業と協働して、消費者教育、情報発信に努めます。</li> </ul>

#### ④ 高齢者の交通安全対策の促進

##### 【現状と課題】

町の全交通事故に占める高齢者の割合は増加しています。高齢者の事故の半数は、運転中であり、交差点での事故が3割～5割程度を占めています。

また、夜間の事故は重症化の傾向があり、高齢者が事故にあわない、起こさないための啓発活動に引き続き取り組んでいく必要があります。

### 【方向性】

- ・交通安全教室等により交通安全の啓発に努めます。
- ・高齢者ドライバーによる交通事故の減少を図るため、運転免許証自主返納を促進していきます。
- ・夜光反射タスキ及びリストバンドの配布を行い、利用促進していきます。
- ・道路標識及び標示、防犯外灯等の整備に努めます。

### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通ルールを順守します。</li><li>・夜間外出するときは、夜光反射タスキ等を身に付けて、交通事故にあわないようにします。</li><li>・免許返納の時期について家族と話し合います。</li></ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域一丸となって、交通安全意識の向上に努めます。</li><li>・地域の危険個所について、対策を考え要望を行います（カーブミラー、看板等の設置及び修繕）。</li></ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全安心パトロール隊による交通安全活動を実施します。</li><li>・夜光反射タスキ等の配布及び利用啓発を行います。</li><li>・交通安全協会と連携した交通安全の出前講座を実施します。</li><li>・道路及び交差点の環境整備と、道路標識及び標示、防犯外灯等の整備を実施します。</li></ul>

## ⑤ 災害への対応

### 【現状と課題】

近年、全国的に自然災害が多発しており、高齢者が犠牲となるケースがみられています。少子高齢化に伴い、要配慮者の増加がみられるため、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る必要があります。

地域では支え合いマップが作成されていますが、日頃から支えあいマップの活用等を行ない、災害に対する住民の意識を高めていく必要があります。

災害時において、災害に対する情報を適時適切に発令するとともに、高齢者等の要配慮者へは、災害情報が届きにくい特徴があることも配慮し、多様な手段の活用により、高齢者等の要配慮者一人一人に的確に伝わるようにしていきます。

また、令和元年度（2019年）後半には国内で新型コロナウイルス感染症が発生しています。高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いいため、罹患した場合には重症化

する可能性があります。そのため、平常時から感染症対策に努めるとともに、県や関係機関等と連携をとり、感染対策を進めていきます。

#### 【方向性】

- ・住民一人一人へ、災害に対する情報が行き届くように、多様な情報発信に努めます。
- ・支え合いマップを活用した地域の防災活動を推進していきます。
- ・避難行動要支援者名簿の整備をしていきます。
- ・県や関係機関と連携をとり、高齢者施設等の感染症対策に努めます。

#### 【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や新たな感染症について正しい知識を学びます。</li> <li>・防災訓練等に積極的に参加します。</li> <li>・日ごろから手洗い、うがいなどの基本的な感染症予防対策をします。</li> <li>・地域の事業所等に協力します。</li> </ul>
地域や関係団体（互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で防災訓練等を実施します。</li> <li>・地域で防災マップ等を作成し、危険個所を把握します。</li> <li>・地域支え合いマップを作成し、支援を必要とする方の把握に努め、災害時の対策を行います。</li> <li>・高齢者事業所は防災計画や業務継続計画を策定します。</li> <li>・地域住民と協力し、防災訓練等に取り組みます。</li> </ul>
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕輪町地域防災計画に基づき、関係機関と連携しながら、防災対策の充実を図ります。</li> <li>・防災や感染症対策に関する情報を発信します。</li> <li>・避難行動要支援者名簿を整備します。</li> </ul>

## 9 保健福祉事業・生活支援サービスの充実

### (1) 在宅サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう生活支援、介護者支援、住宅環境の整備など、一人ひとりにあった支援を推進します。

#### ① 生活支援サービス

事業名	事業の概要
軽度生活支援	在宅の一人暮らし高齢者の自立した生活の継続と、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活の支援を行います、
生活管理指導短期宿泊	高齢者を介護する者が家庭において介護が困難になった場合、その高齢者の方が一時的に福祉施設に宿泊できるように支援します。
訪問理美容サービス	外出が困難な高齢者の方が、訪問による理美容サービスを利用する経費の一部を助成します。
安心配食見守りサービス	定期的に見守りの必要がある高齢者の方が、見守り支援を受けることで、安全安心な生活が送れるように。配食時に安否確認を行います。
緊急通報システム設置サービス	急病や災害時の非常事態に備えて、緊急通報装置を設置します。
救急医療キット配布	救急時に必要な情報を保管するための救急医療キットを配布します。
高齢者タクシー料金助成	通常な交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成します。

#### ② 介護者支援サービス

事業名	事業の概要
介護者支援	在宅で要介護者を介護する者のリフレッシュを図るため、各種施設等を利用する場合に要する経費の一部を助成します。
重度要介護高齢者等介護手当	在宅で重度の要介護者等を介護している介護者に対し介護手当を支給します。

### ③ 高齢者の住環境の整備

事業名	事業の概要
高齢者にやさしい住宅改良促進	住み慣れた自宅により快適な生活ができるように、住宅の改良に要する費用の一部を助成します。

### ④ その他の事業

事業名	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費及び成年後見等の報酬の一部の助成を行います。
地域密着型サービス事業所居住費等助成事業	認知症対応型生活介護*の居住費、小規模多機能居宅介護*及び看護小規模多機能居宅介護*の宿泊費の一部を助成します。

### (2) 施設福祉サービス

高齢者へのサービスの拠点となる福祉施設の基盤整備を図り、高齢者の地域活動や福祉の増進が総合的に提供される場の環境づくりに努めます。

施設の種類	施設の概要
養護老人ホーム	経済的・環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、基準に基づいた入所措置を行い高齢者の生活の安定と福祉の増進を図ります。上伊那福祉協会へ委託しています。
有料老人ホーム	1人以上の高齢者を入居させ、日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリーの構造や設備などを備え、介護や医療と連携し高齢者の暮らしを支援するサービスを提供する施設です。長野県が計画的に指定を行います。
生活支援ハウス	高齢者が安心して生活を送れるように、介護支援機能、住宅機能、交流機能を総合的に提供します。グレイスフル箕輪へ委託しています。

### 施設の数及び定員

施設の種類	現状			目標
	2018年度	2019年度	2020年度	2023年度
養護老人ホーム	2	2	2	2
	120	120	120	90
有料老人ホーム	3	3	3	3
	34	34	34	34
サービス付き高齢者向け住宅	2	2	2	2
	54	54	54	54
生活支援ハウス	1	1	1	1
	10	10	10	10

上段 施設数 (件)                      下段 定員 (人)

### 10 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険法における要支援認定者や認定に至らない人でも生活に支援が必要な方に対して、要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減、悪化の防止、自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。

	事業名	事業の概要
訪問型サービス	訪問型サービス A	指定事業所による訪問介護サービスを提供します。
	訪問型サービス B	地区組織やボランティア団体等、住民主体の生活支援サービスを提供します。
	訪問型サービス C	指定リハビリテーション事業所の専門職によるリハビリテーションを短期間に集中的に提供します。
	訪問型サービス D	地域の実情に応じて、住民主体による移送サービスを提供します。
通所型サービス	通所型サービス A1	指定事業所による通所介護サービスを提供します。
	通所型サービス A2 (いきいき塾)	公民館等の公共施設において介護予防活動を提供します。
	通所型サービス B	住民主体による通いの場を提供します。